

第 7 章 環境保全施策

第7章 環境保全施策

1 環境影響評価制度

(1) 環境影響評価制度

【根 拠】

- ・ 環境影響評価法（平成9年6月13日法律81号、以前は「環境影響評価の実施について」）
- ・ 2005年日本国際博覧会環境影響評価要領（平成10年3月27日付、通商産業大臣官房長官商務流通審議官通達）
- ・ 愛知県環境影響評価条例（平成10年12月18日愛知県条例第47号、以前は「愛知県環境影響評価要綱」）

【目 的】

大規模な事業について環境アセスメントの手続きを定め、環境アセスメントの結果を事業内容に関する決定（事業の許認可等）に反映させることにより、事業が環境の保全に十分に配慮して実施されるように努めます。

【環境影響評価制度に係る対象事業】

表 137 環境影響評価制度に係る対象事業

対象事業種類	環境影響評価法		愛知県環境影響評価条例
	第1種事業	第2種事業	
1 道路			
高速自動車国道	すべて	—	—
指定都市高速道路（4車線以上）	すべて	—	—
一般国道（4車線以上）	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	7.5km 以上 10km 未満
林道（幅員 6.5m 以上）	20km 以上	15km 以上 20km 未満	15km 以上 20km 未満
県道・市町村道（4車線以上）	—	—	7.5km 以上
2 ダム・堰 その他河川工事			
ダム	貯水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
堰	湛水面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
放水路	土地改変面積 100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
3 鉄道			
新幹線鉄道	すべて	—	—
普通鉄道	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	7.5km 以上 10km 未満
新幹線・普通鉄道外の鉄道	—	—	7.5km 以上
新設軌道	10km 以上	7.5km 以上 10km 未満	7.5km 以上 10km 未満
新設軌道以外の軌道	—	—	7.5km 以上
4 飛行場	滑走路長 2,500m 以上	1,875m 以上 2,500m 未満	1,875m 以上 2,500m 未満
5 発電所			
水力発電所	出力 3 万 kW 以上	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満	2.25 万 kW 以上 3 万 kW 未満
火力発電所（地熱以外）	出力 15 万 kW 以上	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満	11.25 万 kW 以上 15 万 kW 未満
火力発電所（地熱）	出力 1 万 kW 以上	7,500 以上 1 万 kW 未満	0.75 万 kW 以上 1 万 kW 未満
原子力発電所	すべて	—	—
6 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	—	—	処理能力 150t/日以上
し尿処理施設	—	—	処理能力 150kl/日以上
産業廃棄物焼却施設	—	—	処理能力 150t/日以上
廃棄物最終処分場	30ha 以上	25ha 以上 30ha 未満	25ha 以上 30ha 未満
7 下水道終末処理場	—	—	11.25ha 以上
8 工場・事業場	—	—	燃料使用量 11.25t/h 又は特定排水 7,500m ³ /日以上
9 公有水面の埋立・干拓	50ha 超	40ha 以上 50ha 以下	40ha 以上 50ha 以下
10 土地区画整理事業			
都市計画に定められるもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
11 新住宅市街地開発事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
12 新都市基盤整備事業	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
13 流通業務団地の造成			
流通業務市街地整備法に規定するもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
14 農用地の造成	—	—	75ha 以上
15 クリエーション用地の造成	—	—	75ha 以上
16 工業団地の造成			
首都圏・近畿圏で行われるもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	—
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
17 住宅団地の造成			
都市再生機構等が行うもの	100ha 以上	75ha 以上 100ha 未満	75ha 以上 100ha 未満
その他	—	—	75ha 以上
18 土石の採取	—	—	75ha 以上
19 複合開発事業	—	—	75ha 以上
20 港湾計画	埋立・掘込 300ha 以上	—	—

（注）この表は、環境影響評価法施行令別表第 1 及び愛知県環境影響評価条例施行規則別表第 1 を要約したものです。

(2) 豊田市環境影響評価検討会

【根 拠】

- ・ 豊田市環境影響評価検討会設置要綱（平成11年4月1日施行、以前は平成元年から「豊田市環境影響評価審査会設置要綱」により運用）

【目 的】

平成11年6月12日、環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例が施行され、新たに地球環境や生物多様性などが対象となり、より高度な知見が必要となります。このため、検討会を設置し必要に応じ専門家の意見、助言等を参考にしながら対応を図っていきます。

【役 割】

- ・ 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、市長に意見の具申を行います。
- ・ 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、指導等を行います。
- ・ 市長が必要と認めて実施する環境影響評価に関し、指導等を行います。
- ・ 国や県に協力して、環境影響評価制度の円滑な推進を行います。

(3) 環境影響評価（アセスメント）に係る市長意見

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす土地の形状変更、工作物の新設その他これらに類する事業について、その実施前に、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価することを通じて環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく制度です。

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例が平成11年6月12日より施行されています。本市では、豊田市環境影響評価検討会を設置し、国や県の環境影響評価制度に基づき、県知事への意見の具申を行っています。

現在実施されている豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業については、当事業に係る環境影響評価方法書に対する市長意見を、平成19年11月に県知事へ提出しました。

また、平成22年度は、当事業に係る環境影響評価準備書の告示・縦覧が平成23年2月25日から同年3月24日の1か月間豊田市役所などで実施され、その後、住民等への説明会を市内では、同年3月19日に下山トレーニングセンターで開催されました。

(4) 豊田市環境影響評価検討会付議案件

表 138 豊田市環境影響評価審査会及び豊田市環境影響評価検討会付議案件

審査日	事業名	事業主体	区分
H元. 7. 14	(仮称)石野ゴルフ場建設	芳友興行(株)	県要綱
H元. 10. 11	勘八不燃物処分場第3期拡張工事	豊田市加茂広域市町村圏事務処理組合	その他
H2. 2. 22	豊田加茂産業廃棄物処分場建設	(財)豊田加茂産業廃棄物処理公社	その他
H2. 3. 20	豊田都市計画道路東海環状自動車道	中部地方建設局	国要綱
H2. 9. 12	逢妻衛生処理組合し尿処理施設整備	逢妻衛生処理組合	その他
H3. 1. 8	第2東海自動車道(鳳来町～豊田市)	中部地方建設局	国要綱
H3. 7. 16	農業集落排水事業(配津・畝部上地区)	豊田市	その他
H4. 6. 19	(仮称)豊田市浄水特定土地区画整理事業	豊田市	国要綱
H10. 6. 17	2005年日本国際博覧会(実施計画書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H11. 5. 20	2005年日本国際博覧会(準備書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H12. 1. 14	豊田市新清掃工場設置(方法書)	豊田市	県条例
H12. 4. 25	名古屋都市計画都市高速鉄道東部丘陵線、豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線に係る環境影響評価(方法書)	愛知県	県条例
H13. 6. 19	名古屋都市計画都市高速鉄道東部丘陵線、豊田都市計画都市高速鉄道東部丘陵線に係る環境影響評価(準備書)	愛知県	県条例
H14. 4. 23	2005年日本国際博覧会(評価書)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H14. 6. 20	豊田市新清掃工場設置(準備書)	豊田市	県条例
H15. 3. 28	2005年日本国際博覧会(追跡調査その1)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H15. 10. 2	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予備・評価)報告書(その2)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H15. 10. 2	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成14年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 2. 24	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予備・評価)報告書(その3)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 7. 9	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その4)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H16. 7. 9	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成15年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H17. 7. 19	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(予測・評価)報告書(その5)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H17. 7. 19	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成16年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H18. 12. 12	2005年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調査(モニタリング調査)報告書(平成17～18年度)	(財)2005年日本国際博覧会協会	国要領
H19. 10. 2	豊田・岡崎地区研究開発施設用地造成事業環境影響評価(方法書)	愛知県	県条例

2 環境の保全を推進する協定及び公害防止協定

市は、昭和48年より「公害防止協定」を市内の主要な事業者と締結し、公害規制に努めてきましたが、事業者と共働して、持続可能な社会の構築に取り組むため、内容を見直し「環境の保全を推進する協定」（以下「協定」という）に改称し、平成20年12月から改定及び新規締結を行っています。平成22年度は3企業と改定締結、5企業と新規締結を行いました。平成22年度末現在、環境の保全を推進する協定を締結したのは31企業となりました。

協定締結企業を構成員とした「環境の保全を推進する協定協議会」（平成22年1月発足）は、協定事業者間の環境に配慮した取組等の情報交換を行い、環境情報の共有を図ることを目的としています。

また、事業者と市が共働して環境に配慮した取組を進める中で、環境情報を広く発信し、市内の事業者全体の環境に対する取組・技術の底上げを目指すとともに、市民の環境に対する理解を深めることも進めています。

平成22年度は、7月及び1月に協定協議会、3月には工場見学を開催しました。

今後も、事業者、市民、市が共働してそれぞれの立場で環境配慮活動を進める基盤づくりに役立つことができるよう、協定協議会の活動に取り組んでいきます。

なお、(旧)豊田市公害防止条例に基づく公害防止協定は、平成22年度末現在、23企業と締結、協定に準じた覚書を5企業と締結しています。また、旧藤岡町が公害防止協定を33企業と締結しています。

【環境の保全を推進する協定の主な追加内容】

- 事業者は、環境に関する取組計画を策定し、その推進と情報提供に努める。
- 市は、助言や情報提供など取組計画の策定に協力するとともに、情報交換の場を設けるなど、先進的な取組の市民・事業者への紹介・普及に努める。
- 事業者は、環境管理体制を整備して環境汚染の未然防止に努めるとともに、周辺住民への情報提供を積極的に行うなど信頼性の確保に努める。
- 市は、事業所周辺住民と事業者との情報交換の機会を設けるよう努める。

【公害防止協定の主な内容】

- 協定値…公害関係諸法令より厳しい規制値
- 事前協議制…一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- 測定及び報告義務…大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- その他の事項…事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

【協定締結のあゆみ】

表 139 協定締結企業数の推移

公害防止協定締結企業

締結日	締結事業所	締結企業累積数
S48. 7. 2	トヨタ自動車 (株)	1
S48. 9. 4	豊田鉄工 (株) 始め 1 2 社	1 3
S49. 7. 29	日本発条 (株)	1 4
S49. 12. 6	中央精機 (株) 始め 1 8 社	3 2
S60. 3. 6	(株) アイホン始め 1 1 社	4 3
S60. 12. 23	トリニティ (株)	4 4
S63. 11. 28	広瀬テクノロジー (株)	4 5
H1. 6. 1	愛三工業 (株)	4 6
H17. 4. 1	藤岡町との合併により藤岡町が締結していた 39 企業との協定を豊田市が引き継ぐ	8 0 ※

※ 旧豊田市締結企業と旧藤岡町締結企業とで重複があるため旧豊田市締結企業数と旧藤岡町締結企業数の合計と一致しない



公害防止協定から環境の保全を推進する協定への改定

環境の保全を推進する協定締結企業

締結日	締結事業所	締結企業累積数
H20. 10. 15	トヨタ自動車 (株)	1
H21. 2. 12	愛三工業 (株) 始め 1 0 社	1 1
H21. 12. 21	(株) F T S 始め 1 2 社	2 3
H22. 6. 25	大岡技研 (株) 始め 5 社	2 8
H22. 12. 16	アイシン化工 (株) 始め 3 社	3 1

表140-1 環境の保全を推進する協定締結企業及び協定内容

(平成23年3月31日現在 31企業)

番号	企業名	事業所名	締結日	協定内容※2							＜参考＞ 旧公害防止協定	
				自主取組	大気	水質	騒音	振動	悪臭	緑化	締結日	改定日
1	トヨタ自動車(株)※1	本社、元町、 上郷、高岡、堤	H20.10.15	○	○	○	○	○	○	○	S48.7.2	S56.12.27 H7.5.31
		貞宝		○	○	○	○	○	○	○	S58.4.21	H7.5.31
		旧藤岡町内 事業所		○	○	○	○	○	○	○	S62.6.23	H7.5.31
		福利厚生施設 (10施設)		○	○	○	○	○	○	○	S56.12.3	H7.5.31
2	愛三工業(株)	豊田	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	H1.6.1	H8.1.24
3	アイシン精機(株)	新豊	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3
4	アイシン高丘(株)	本社	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3 H7.9.14
5	住友ゴム工業(株)	名古屋	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3 H7.8.7
6	大豊工業(株)	本社、細谷	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3 H7.11.7
		篠原		○	○	○	○	○	○	○	S60.3.6	—
		幸海		○	○	○	—	—	—	○	H12.3.31	—
7	(株)東海理化電機製作所	豊田	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	S49.12.6	S57.12.3 H7.9.1
8	トヨタ車体(株)	吉原	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3 H7.8.7
		寿新規開発 センター		○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3
9	トヨタ紡織(株)	猿投	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3 H7.8.7
		高岡、土橋		○	○	○	○	○	—	○	S48.9.4	S57.12.3
		旧藤岡町内 事業所		○	○	○	○	○	○	○	H16.11.16	—
10	日本発条(株)	豊田	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	S49.7.29	S57.12.3
11	フタバ産業(株)	緑	H21.2.12	○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3 H8.6.19
12	(株)FTS	豊田	H21.12.21	○	○	○	○	○	○	○	S49.12.6	S57.12.3 H7.11.10
13	キューピー(株)	挙母	H21.12.21	○	○	○	○	○	—	○	S49.12.6	S57.12.3 H7.8.2
14	(株)協豊製作所	本社、緑	H21.12.21	○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S59.3.7 H8.4.17
15	小島プレス工業(株)	本社、高岡	H21.12.21	○	○	○	○	○	○	○	S48.9.4	S57.12.3 H7.12.12
		旧藤岡町内 事業所		○	○	○	○	—	○	○	S61.4.17	—
16	シロキ工業(株)	名古屋	H21.12.21	○	○	○	○	○	○	○	H2.1.12	H7.11.6
17	中央精機(株)	豊田	H21.12.21	○	○	○	○	○	○	○	S49.12.6	S57.12.3 H7.8.7
18	中央発條(株)	旧藤岡町内 事業所	H21.12.21	○	○	○	○	○	○	○	S62.12.18	—

番号	企業名	事業所名	締結日	協定内容※2							<参考> 旧公害防止協定	
				自主 取組	大 気	水 質	騒 音	振 動	悪 臭	緑 化	締結日	改定日
19	豊田化学工業(株)	本社	H21. 12. 21	○	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	S59. 3. 7 H8. 1. 16
		旧藤岡町内 事業所		○	○	○	○	—	—	○	S55. 9. 1	—
20	豊田鉄工(株)	本社、広久手	H21. 12. 21	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H7. 11. 16
		篠原		○	○	○	○	○	○	○	S60. 3. 6	—
21	トリニティ工業(株)	本社	H21. 12. 21	○	○	○	○	○	○	○	S60. 12. 23	H8. 1. 16
22	日本サーキット工業(株)	第1工場、 第2工場	H21. 12. 21	○	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	S57. 12. 3 H8. 3. 1
23	(株)ポッカコーポレーション	旧藤岡町内 事業所	H21. 12. 21	○	○	○	○	—	○	○	S62. 12. 18	—
24	大岡技研(株)	本社	H22. 6. 25	○	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	S59. 3. 7
		篠原		○	○	○	○	○	○	○	S60. 3. 6	—
25	(株)オティックス高岡	—	H22. 6. 25	○	○	○	○	○	○	○	S49. 12. 6	S57. 12. 3 H7. 12. 25
26	(株)三五	豊田	H22. 6. 25	○	○	○	○	○	○	○	—	—
27	日清紡プレーキ(株)	豊田事業所	H22. 6. 25	○	○	○	○	○	○	○	—	—
28	豊生プレーキ工業(株)	本社	H22. 6. 25	○	○	○	○	○	○	○	S48. 9. 4	S59. 3. 7
29	アイシン化工(株)	本社	H22. 12. 16	○	○	○	○	○	○	○	—	—
30	アイシン精機(株)	藤岡試験場	H22. 12. 16	○	○	○	○	○	○	○	—	—
31	大豊精機(株)	本社、鞍ヶ池 工機	H22. 12. 16	○	○	○	○	○	○	○	—	—

※1 事業場(本社及び本社工場、元町工場、上郷工場、高岡工場、堤工場、貞宝工場、広瀬工場、上郷物流センター)及び福利厚生施設を協定適用範囲としています。

※2 一部の事業者については、細目協議中のため自主取組項目の他は旧の公害防止協定の協定内容が適用。

表140-2 公害防止協定締結企業及び協定内容

(平成23年3月31日現在 旧豊田市分、23企業23事業所等)

番号	企業名	事業所名	協定年月日		協定内容								
			協定	改定	大 気	水 質	騒 音	振 動	地盤 沈下	悪 臭	廃棄 物	緑 化	
1	シロキ工業(株)	豊田	S48. 9. 4	S57. 12. 3 H 7. 11. 6	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	東海工業(株)	名古屋	S49. 12. 6	S59. 3. 7	○	○	○	○	—	—	○	○	○
3	トヨタT&S建設(株)	—	S49. 12. 6	S59. 3. 7	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	光生アルミニウム工業(株)	—	S49. 12. 6	S57. 12. 3 H 8. 1. 25	○	○	○	○	—	○	○	○	○
5	金星工業(株)	豊田	S49. 12. 6	S57. 12. 3 H 8. 1. 29	○	○	○	○	—	○	○	○	○
6	(株)山田メッキ工業所	豊田	S49. 12. 6	S57. 12. 3 H 7. 12. 27	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	テイケイ気化器(株)	—	S49. 12. 6	S57. 12. 3 H 7. 12. 20	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8	三協高分子(株)	—	S49.12.6	—	○	○	○	○	—	○	○	○
9	旭千代田工業(株)	豊田	S49.12.6	S57.12.3 H 8. 1.22	○	○	○	○	○	○	○	○
10	(株)メイドー	豊田	S49.12.6	S57.12.3 H 8. 1.16	○	○	○	○	○	○	○	○
11	横山興業(株)	—	S49.12.6	S59. 3. 7	○	○	○	○	○	○	○	○
12	(株)アイホン	豊田	S60. 3. 6	—	○	○	○	○	—	○	—	○
13	エヌ・エス・デイ(株)	篠原	S60. 3. 6	—	○	○	○	○	—	○	—	○
14	(株)神谷プラスチック	—	S60. 3. 6	—	○	○	○	○	—	○	—	○
15	近藤精密(株)	—	S60. 3. 6	—	○	○	○	○	—	○	—	○
16	サンワ(株)	篠原	S60. 3. 6	—	○	○	○	○	—	○	—	○
17	新和精工(株)	—	S60. 3. 6	—	○	○	○	○	—	○	—	○
18	トヨタカ産業(株)	第2工場	S60. 3. 6	—	○	○	○	○	—	○	—	○
19	トヨタカローラ愛知(株)	総合センター	S60. 3. 6	—	○	○	○	○	—	○	—	○
20	名古屋東部陸運(株)	篠原物流センター	S60. 3. 6	—	○	○	○	○	—	○	—	○
21	松美工業(株)	本社	S60. 3. 6	—	○	○	○	○	—	○	—	○
22	三井屋工業(株)	篠原	S60. 3. 6	—	○	○	○	○	—	○	—	○
23	広瀬テクノロジー(株)	広瀬	S63.11.28	—	○	○	○	○	○	—	○	○

表140-3 公害防止協定締結企業及び協定内容

(平成23年3月31日現在 旧藤岡町締結、33企業33事業所)

番号	企業名	事業所名	協定年月日		協定内容							
			協定	改定	大気	水質	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	緑化
1	東洋瓦工業(株)	—	S55. 3. 25	—	○	○	○	—	—	—	—	○
2	千葉窯業(株)	—	S55.10.1	—	○	○	○	—	—	—	—	○
3	(株)服部養鶏園	—	S56. 6. 9	—	—	—	—	—	—	—	—	○
4	全トヨタ労働組合連合会	—	S57. 9. 8	—	○	○	—	—	—	—	—	○
5	フジオカ開発(株)	—	S58. 6. 13	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6	真和工業(株)	—	S58. 8. 8	—	—	○	○	○	—	—	—	○
7	成田 理	—	S59. 3. 31	—	○	○	—	—	—	○	—	○
8	梅村工業(株)	—	S59. 5. 7	—	—	○	○	○	—	—	—	○
9	東海アポロ(株)	—	S59.12.15	—	—	○	○	—	—	—	—	○
10	大東工業(株)	—	S61. 3. 14	—	○	○	○	—	—	○	—	○
11	(株)比良セラミックス	—	S63.11.12	—	○	○	○	—	—	○	—	○

12	スギムラ化学工業(株)	—	S61. 4. 17	—	○	○	○	—	—	○	—	○
13	丹羽商(株)	—	S62. 3. 30	—	○	○	○	—	—	○	—	○
14	関西窯業(株)	—	S62. 3. 30	—	○	○	○	—	—	○	—	○
15	(株)進和	—	S62. 10. 28	—	○	○	○	—	—	○	—	○
16	飯島製本(株)	—	S62. 11. 19	—	○	○	○	—	—	○	—	○
17	(株)マノモクハウジング	—	S63. 12. 27	—	○	○	○	—	—	○	—	○
18	豊田ブロック(株)	—	H3. 11. 20	—	○	○	○	—	—	○	—	○
19	和光化成工業(株)	—	H4. 12. 11	—	○	○	○	—	—	○	—	○
20	(株)メイドー	—	H5. 10. 25	—	○	○	○	—	—	○	—	○
21	(株)丸商クラウンズゴルフクラブ	—	H6. 4. 20	—	○	○	○	—	—	○	—	○
22	(株)山西	—	H7. 9. 8	—	○	○	○	—	—	○	—	○
23	(株)マノモク	—	H7. 10	—	○	○	○	—	—	○	—	○
24	コスモ石油(株)名古屋支店	—	H8. 2. 20	—	—	○	—	—	—	—	—	○
25	NTT中部電話帳(株)	—	H9. 9. 3	—	○	○	○	○	—	○	—	○
26	(有)やよい石鹼	—	H10. 3. 17	—	○	○	○	○	—	○	—	○
27	(株)豊和	—	H11. 6. 10	—	○	○	○	○	—	○	—	○
28	第一電機測器(株)	—	H12. 1. 13	—	○	○	○	○	—	○	—	○
29	(株)立松製作所	—	H12. 10. 3	—	○	○	○	○	—	○	—	○
30	矢作産業(株)	—	H13. 4. 16	—	○	○	○	○	—	○	—	○
31	(株)エフ・エム・シー	—	H14. 7. 1	—	○	○	○	○	—	○	—	○
32	トヨキン(株)	—	H15. 7. 14	—	○	○	○	○	—	○	—	○
33	自動車部品栄和協同組合	—	H16. 6. 2	—	○	○	○	○	—	○	—	○

表140-4 覚書締結企業及び協定内容（平成23年3月31日現在 旧豊田市分、5企業5事業所等）

番号	企業名	事業所名	協定年月日		協定内容							
			協定	改定	大気	水質	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	廃棄物	緑化
1	アクトメタル	豊田工場	S61. 12. 8	—	—	○	—	—	—	—	—	—
2	愛知県動物保護管理センター	—	S61. 8. 1	—	○	○	—	—	—	○	—	—
3	愛知学泉大学	—	S61. 3. 18	—	—	○	—	—	—	—	—	—
4	高木工業所	—	S51. 3. 18	—	—	—	○	○	—	—	—	—
5	桜花学園	豊田短期大学	H 1. 2. 8	—	—	○	—	—	—	—	—	—

3 ゴルフ場との農薬使用に関する協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、平成2年度から農薬使用に関する協定を締結しています。また、平成19年度に排出水中の農薬濃度（協定目標値）の見直し、毒性の強い農薬を使用した場合の排水等の監視など協定の改定を実施しました。

【ゴルフ場との農薬使用に関する協定の主な内容】

- 使用する農薬の制限及び空中散布の制限の遵守
- 排水中の農薬濃度を環境省の暫定指針値の2分の1とすること
- 魚毒性C類の農薬を使用する場合は排水等の監視の実施
- 立入調査、農薬使用の停止要請、事故の未然防止に関する事項
- 地域の環境保全活動への協力と地域住民とのコミュニケーション

表141 ゴルフ場に関する環境保全協定締結事業所（平成23年3月31日現在19ゴルフ場）

事業者名	ゴルフ場名	協定年月日	
		協定	改定
東名ゴルフ(株)	東名古屋カントリークラブ	H 2. 9. 20	H19. 11. 20
東名ゴルフ(株)	名古屋広幡ゴルフコース	H 2. 9. 20	H19. 11. 20
(株)愛知さなげゴルフ場	さなげカントリークラブ	H 2. 9. 20	H19. 11. 20
豊田鞍ヶ池開発(株)	豊田カントリー倶楽部	H 2. 9. 20	H19. 11. 20
(株)南山カントリークラブ	南山カントリークラブ	H 2. 9. 20	H19. 11. 20
豊田パブリックゴルフ場(株)	ゴルフ倶楽部大樹 豊田コース	H 2. 9. 20	H19. 11. 20
貞宝工業(株)	貞宝カントリークラブ	H 2. 9. 20	H19. 11. 20
中京ゴルフ倶楽部(株)	中京ゴルフ倶楽部石野コース	H 3. 2. 18	H19. 11. 20
フジオカ開発(株)	藤岡カントリークラブ	H 2. 10. 9	H19. 11. 20
親和開発(株)	名古屋グリーンカントリークラブ	H 2. 10. 9	H19. 11. 20
(株)小原カントリークラブ	小原カントリークラブ	H 2. 10. 9	H19. 11. 20
小原興業(株)	パインズゴルフクラブ	H 2. 10. 9	H19. 11. 20
(株)ロイヤルフрендシップ	ロイヤルカントリークラブ	H 2. 10. 5	H19. 11. 20
東加茂開発(株)	加茂ゴルフ倶楽部	H 2. 10. 5	H19. 11. 20
三甲(株)	京和カントリー倶楽部	H 2. 10. 5	H19. 11. 20
(株)セントクリークゴルフクラブ	セントクリークゴルフクラブ	H 2. 10. 5	H19. 11. 20
(株)旭カントリー倶楽部	ゴルフ倶楽部大樹 旭コース	H 2. 10. 12	H19. 11. 20
大東開発(株)	笹戸カントリークラブ	H 2. 10. 12	H19. 11. 20
オリックス・ゴルフ・マネジメント合同会社	稲武 OGM カントリークラブ	H 3. 4. 10	H19. 11. 20

4 環境保全設備等整備資金融資制度

【目 的】

公害を防止し、良好な生活環境の保全を図るため、「豊田市環境保全設備等整備資金融資制度」を設け、中小企業者等に対し助成措置を行います。

- ・ 昭和45年度に豊田市公害防除施設等整備資金融資制度を制定
- ・ 平成7年度から豊田市環境保全設備等整備資金融資制度に変更、融資対象を拡大するなど、より利用しやすい制度に改正

【概 要】

表 142 環境保全設備等整備資金融資制度の概要

	豊田市	愛知県
制度名	環境保全設備等整備資金融資制度	環境対策資金融資制度
内 容	環境保全設備等整備資金として 1. 資金融資 2. 利子補給	公害防除設備整備資金として 1. 資金融資 2. 利子補給
融資対象	市内に工場又は事業場を有し、次のいずれかに該当する方 1. 資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業では1億円、サービス業・小売業では5,000万円）以下の法人 2. 常時使用する従業員数が300人（卸売業・サービス業では100人、小売業では50人）以下の法人又は個人 3. 「中小企業等協同組合法」で定める組合 4. 「農業協同組合法」で定める組合	県内に工場又は事業場を有し、次のいずれかに該当する方 1. 市要綱と同等 2. 市要綱と同等 3. 「中小企業団体の組織に関する法律」で定める事業共同組合・事業共同小組合・事業共同連合会・企業組合・協業組合・商工組合・商工組合連合会 4. 「農業協同組合法」で定める農業協同組合・農業協同組合連合会・農事組合法人 5. 「水産業協同組合法」で定める水産業協同組合
資金使途	1. 環境保全設備の設置及び改善資金 2. 工場移転資金（土地代除く） 3. 有機性廃棄物処理設備の設置（自社処分のみ）	1. 公害防除施設の設置及び改善資金 2. 工場移転資金 3. 事業の用に供する低公害車の購入資金（新車に限る） 4. 新エネルギー施設の設置及び改善資金、緑化に要する経費
融資条件	1. 限 度 所要経費の80%以内 最高限度額 2,000万円(組合の場合 3,000万円) 2. 期 間 5年以内（1年据置） 3. 利 率 無利子	1. 限 度 対象経費の90%以内 公害防除施設額 5,000万円 工場移転 7,000万円 低公害車 3,000万円 地球温暖化対策施設 5,000万円 ※組合はすべて一律 6,000万円 2. 期 間 7年以内（1年据置） 元金均等月賦返済 3. 利 率 年 1.6% 4. 信用保証 取扱い金融機関が必要と認める場合には、県信用保証協会の信用保証が必要
助 成	全額利子補給	全額利子補給（低公害車は1/2利子補給）

【実 績】

表 143 環境保全設備等整備資金融資年度別実績

年度	融資額 (千円)	総件数 (件)	内 訳 (件)				
			大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭
17	0	0	0	0	0	0	0
18	15,780	2	1	1	0	0	0
19	10,000	1	0	1	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0	0
22	0	0	0	0	0	0	0

表 144 利子補給補助金年度別実績

年度 区分	17	18	19	20	21	22
交付件数 (件)	4	3	5	4	3	3
交付金額 (円)	146,821	75,135	248,750	470,882	349,293	233,321

